

▼書評

鈴木直志著 『広義の軍事史と近世ドイツ』

——集権的アリストクラシー・近代転換期——

(彩流社、二〇一四年五月、三六四頁、四〇〇〇円＋税)

谷口健治

本書は軍事史を中心とした近世ドイツ史・プロイセン史である。軍事史となつているが軍隊の組織、兵器や防備、戦略や戦術に重点があるわけではなく、軍隊と国家や社会の関係が議論の中心になつている。三部構成で、第一部は軍事史研究の史学史、第二部は近世常備軍の実態、第三部は一八世紀後半から一九世紀初頭にかけての啓蒙主義と軍隊に関する問題を扱っている。

具体的な歴史に関わる第二部、第三部の各章のテーマを記しておけば、第二部は近世常備軍の一般論(第四章)、プロイセンのカントン制度(第五章)、近世常備軍を財政的に支えた軍税制度の変化(第六章)の三つの章、第三部はドイツの啓蒙主義の特徴(第七章)、啓蒙主義の軍隊への影響(第八章)、啓蒙主義時代の戦争論と平和論(第九章)、プロイセン軍制改革(第一〇章)、改革派軍人リュッヘルとシャルンホルストの比較(第十一章)の五つの章から成る。

字数の関係で、各章の個別のテーマに立ち入る余裕はないので、第二部と第三部の全体にかかわる問題について触れてみたい。まず第二部に関連して将校団の問題を取り上げる。一八世紀のプロイセン史については、しばらく前まで、王権が貴族を将校団に取り込むことによって王権

と貴族の同盟が成立したという話が語られていた。しかしこの話は貴族の実情が明らかになるなかでもはや信憑性を失っている。王権と同盟を結んだとされる貴族とは誰なのか。貴族というだけでは言葉の指示しているものがはっきりしないのである。

本書にも名前のおがっているプロイセン史研究者ノイゲバウアーらの記述に拠りながら一八世紀のプロイセンにおける貴族について略述してみよう。一八〇〇年頃のプロイセンにはおよそ二万所帯の貴族がいた。しかしこれらの貴族は全体的なまとまりも全国的な視野ももたず、地方ごとに分かれて勢力を振るっていた。つまり「プロイセン貴族」などという社会集団は存在しないのである。貴族のうち数が多かったのは一八世紀に新しく併合されたシュレージエン(一七四二年)や西プロイセン(州)(一七七二年)の貴族で、およそ一万七〇〇〇所帯を数えた。これらの地方の貴族はプロイセンの王朝に親近感をもっていなかった。とりわけシュレージエンのカトリック系の高級貴族は王朝の側からも疑いの目を向けられていた。時間の流れから言つて、これらの地方の貴族が同盟を結んだ貴族に入るとは考えにくい。

それでは古くからプロイセンに属していたブランデンブルク、ポメルン、東プロイセン(州)の貴族は王権と同盟を結んだことになるのであろうか。これらの地方の貴族は王朝と長いあいだ接触があり、およそ三〇〇〇所帯と数も少なかったので、王朝との一体感が醸成されていたようにも見えるが、そうではない。大きな障害となったのが宗教の問題である。これらの地方の貴族は大部分がルター派信者であり、地方ごとにルター派の教会組織を作っていた。彼らはカルヴァン派に転向した王朝に全幅の信頼を寄せてはいなかった。なかでも領有期間の比較的短い東プロイセン(一六一八年から)の貴族が王朝と距離を置いていた

ことが知られている。

その一方で、これらの地方、とりわけブランデンブルクとポメルンの貴族が將校団と密接に関わっていたことも事実である。一七一三年にフリードリヒ・ヴィルヘルム一世が即位したあと、プロイセンでは軍隊が急激に増強されて、將校も大增員された。その過程でこれらの地方の貴族が最初は半ば強制されて將校になった。將校になった貴族は特有の職業倫理を身につけ、また地位の高い將校に昇格すれば王朝から厚遇された。ただし下級將校は薄給であったし、將校が貴族の身分にふさわしい職業とされたのは特定の王権の政策によるといふより、社会通念による。

この一七一三年以降の大増員によつて多くの貴族將校が生まれたが、將校になる貴族には実は偏りがあった。將校を出した貴族の中心はブランデンブルクやポメルンの大きな所領をもたない比較的貧しい貴族であった。彼らはブランデンブルクやポメルンの貴族を代表するような存在ではなかった。貴族社会は格差の大きい社会であり、大きな所領をもつ少数の貴族が地方の貴族社会を動かしていた。こうした有力貴族が將校団に取り込まれ、地方の貴族社会を王朝との連携に導いたというのであれば、ブランデンブルクやポメルンに限つて言えば、王朝は將校団を介して貴族と同盟を結んだということになるであろう。しかしそのような選択的な取り込みは行われなかった。

そもそも王朝は將校団の増強を貴族対策とは考えていなかった。王朝は自らを支える貴族として同じ宗派のカルヴァン派の貴族や地方の少数の有力貴族を重視しており、彼らには爵位や黒鷲勲章（一七〇一年創設）を与えて優遇した。これに対して將校団への取り込みは、軍事的な観点から將校の要員として適任と見られた貴族——ちなみに地方の貴族は一般に教養を欠いていて官僚には不向きであった——を利用したとい

うにとどまる。一方、貴族の方も將校の地位を所領経営による収入の不足を補うための単なる追加的な就職先と見ていた。それも所領を経営する貴族本人というより、子弟の就職先である。

近世常備軍の將校はレーエン制の騎士とは違つて常勤の職業であり、將校であるということは指揮下の軍隊の所在地（駐屯地や出撃先）に拘束されて、地方の貴族社会や所領からは長期間不在になることを意味する。ブランデンブルクやポメルンの貴族はおおむね下級貴族（いわゆるユンカー）であり、高級貴族のように広大な所領や莫大な収入をもつていたわけではなかった。長期間不在のまま地方における勢力を維持したり、所領の支配や経営を安定させたりすることは難しかったであろう。將校になった貴族の子弟も通常は父親から所領を相続した時点で退役して故郷に戻つた。

このように見れば、ブランデンブルクやポメルンの貴族に関しても、將校団を媒介にして王権と貴族のあいだで同盟が結ばれたとはいいにくい。そうであるならば、プロイセンには王権と同盟を結んだ貴族は存在しなかったということになる。結局、王朝と貴族のあいだには、王朝がそれほど裕福でない貴族の子弟を將校として便利に使つていたという関係があつたにすぎないのである。結果として、將校を務めた個々の貴族に王朝への親近感が生まれたかもしれないが、それを王権と貴族の同盟とは呼ばないであろう。

さて本書に戻れば、この將校団を介しての王権と貴族の同盟というものはや成立しない話について本書がどのような姿勢を取っているのが判然としないのである。本書では王権と貴族の多様な局面における共生——本書では「集権的アリストクラシー」という言葉が使われているが、この言葉は形容矛盾ではないのか——というアプローチが模索され

ているようであるが、それならそれで、たとえひとつの局面として将校団を取り上げることがあるとしても、将校団を媒介とした王権と貴族の同盟という話は明示的に否定しておくべきであろう。

その将校団であるが、本書では同じ軍事制度ということで、カントン制度などと並べて論じられている。しかし将校団は王権と貴族の共生の局面としては王権の側に偏りすぎているのではなからうか。将校団もカントン制度も王権の意向によって作られたものであるが、カントン制度については、王権が地方の貴族社会の影響を排除しようとしたにもかかわらず、実際の運用面では当初からその協力が不可欠であったことが明らかになっている。七年戦争が終わったあとには地方の貴族社会の要望を取り入れて協力が制度化された。そこには王権と地方の貴族社会が兵士の募集に関して折り合いをつけた姿を見ることができ。

しかし将校団はこれとは異なる。常備軍の将校の規則上の在り方については王権が軍事的な観点や人事上の必要に基づいて一方的に決定しているのであって、取り込まれた個々の貴族や地方の貴族社会がそこに意見を反映させる余地はない。連隊経営や中隊経営の残存も軍隊内部の組織編成上の問題であり、貴族の要求によるものではない。将校は王権の統制下にある職務であり、共同運用するようなものではないのである。将校になった貴族が軍隊内に貴族社会の習慣を持ち込むことがあったとしても、それは将校の制度上の在り方とは別の問題である。本書におけるカントン制度と将校団の取り扱いを見ると、王権と貴族のさまざまな接触面の質の違いや組織の内と外の区別がどこまで意識されているのかわからない。不安が残る。

以上は第二部に関わる問題であるが、第三部に関しては次の点に触れておきたい。第三部では一八世紀後半から一九世紀前半という時代の枠

組みが設定されて、これまで注目されてこなかったが啓蒙主義が軍隊に影響を及ぼしていたこと、影響は持続的で「改革以前の改革」とプロイセン改革期の軍制改革のあいだに連続性が見られることが明らかにされている。

しかし「改革以前の改革」はもちろんのこと、プロイセン改革期の軍制改革も実態面ではこれまでとは違った軍隊を生みだしたわけではなかった。本書ではその原因が啓蒙主義に基づく軍隊改革の理念と現実の乖離や将校団の古い性格の残存にあることが示唆されている。しかし軍事史としてはこの説明では踏み込み不足ではなからうか。すなわち軍隊が変わらなかつた原因はやはりもつと軍隊に即して説明されるべきではないのかということである。

革命戦争とナポレオン戦争の時代にヨーロッパの軍隊は兵員募集、部隊編制、戦略などの点で大きく変化したが、軍隊の根幹をなす歩兵の兵器は変わらなかつた。歩兵の兵器として一八世紀はじめに銃剣のついた火打ち石発火式の前装滑腔銃が普及した。この兵器がその後小さな改良を繰り返しながら使用され続け、一九世紀半ばになってようやく後装ライフル銃への転換が行われた。つまり歩兵の兵器については革命戦争とナポレオン戦争の時代に切れ目はないのである。

新しい兵器の導入が進まなかつたのには、マクニールが言うように、新しい兵器の部分的な採用によつて兵器の統一性がもたらしている利益が失われること、あるいは全面的な切り替えを行った場合には莫大なコストがかかることが懸念されたためであろう。この兵器の固定化によつて、歩兵の戦い方にも固定化が生じた。前装滑腔銃をもつた兵士は戦場では銃の命中率の悪さを補うために隊列（一般的には三列横隊）を組み、一斉射撃を行う形で戦った。部分的には散開して銃撃する部隊も用

いられたが、基本的には隊列を組んでの一斉射撃という戦い方がライフル銃の普及する一九世紀半ばまで続いたのである。

この戦い方では兵士は敵から銃撃や砲撃があるなかでも隊列を崩さず命令のままに移動や銃の発射を行うことを要求される。そのためには日常的に集団行動や機械的動作の訓練を積んでおくことが必要であった。

この戦い方で重要になったのはただひたすら規律を守り、上官の命令に服従することであって、自ら考えて勝手に敵を銃撃したり、敵の銃撃を回避したりすることではなかった。そのようなことは不要というより、むしろ禁止事項であった。隊列と一斉射撃のこの時代は兵士における自発的な行動が有害とされた特殊な時代なのである。この戦い方では歩兵部隊を指揮する将校も戦場で兵士と同じように銃撃や砲撃の危険に晒された。このため将校にも危険に耐える強い胆力——砲弾の音に首をすくめても臆病と見なされた——や統率力が要求された。

このような将校や兵士と啓蒙主義の説く「教養ある将校」や「気高い兵士」のあいだに親和性があるとは言いにいく、啓蒙主義的な軍制改革が大きな力をもちえなかったのはむしろ自然とも言える。軍隊の側から見れば、隊列を組んでの一斉射撃という戦い方が変わらない限り、啓蒙主義的な知性に従ったものであろうと、あるいはまた祖国愛に突き動かされたものであろうと、兵士の自発性は攪乱要因でしかなく、将校の教養や志操も無用の長物——ただし参謀将校の制度が整備されれば参謀将校には職務上教養が必要になった——であったということになる。第三部についてはこのような類の軍隊の事情からの説明がどこかに必要である。

以上、第二部と第三部に関して気づいたところを述べたが、評者の立場が歴史研究における軍事史の重要性を否定するものではないことは申

し添えておきたい。また本書には一八世紀のプロイセンが特殊な軍事国家であったという一般に流布している見方を再検討しようという兆しも見られるが、この点についても研究が進むことを期待したい。

(たにぐち けんじ・滋賀大学元教授)